

消防予第 413 号
令和 2 年 12 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁予防課長
(公印省略)

消防設備士免状の写真に関する運用上の留意事項について（通知）

本日公布及び施行された消防法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年総務省令第 123 号）により、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 33 条の 6 第 2 項第 1 号に定める消防設備士免状の書換えの申請書に添付する写真に関し、宗教上又は医療上の理由がある者については頭部を布等で覆うことを認めることとされました。

この消防設備士免状の写真に関する事項について、運用上の留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、通知します。貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 規則第 33 条の 6 第 3 項の規定を準用する規則第 33 条の 7 第 1 項及び第 33 条の 13 第 1 項第 3 号に規定する写真についても、同様の取扱いとすること。
- 2 宗教上又は医療上の理由の確認に当たっては、以下の事項に留意すること。
 - (1) 宗教上又は医療上の理由の確認は、申請者本人からの申出によることとし、その申出に理由がある場合には、これを認めること。
 - (2) 理由の確認の際には、必要以上にプライバシー等にわたる質問を行ったり、不必要に帽子等を脱がせたりすることのないよう留意すること。
 - (3) 申出人から詳細を聴取したり、相談を受けたりする場合等には、当該者のプライバシー等に十分配慮し、その聴取を相談室等において行うなど、必要な措置をとること。

(4) 帽子等については、顔の輪郭を識別することができる範囲内で頭部を覆うものである場合には、色彩や形状等を問うものではない。

なお、いわゆる医療用帽子といわれる名称の帽子が市販されているが、当該帽子に限定されるものではないことに留意すること。

(5) 申出人に対し、頭部を布等で覆う理由について、複数回説明を求めることのないよう、消防設備士免状関係事務を行う職員間で緊密な連携を図ること。

(問い合わせ先)

消防庁予防課

担当：桑折、五味

TEL：03-5253-7523

E-mail：yobo@soumu.go.jp